

# 相続分不存在証明書（特別受益証明書）

平成 年 月 日

私は、下記自動車の登録申請にあたり、平成 年 月 日に死亡した被相続人（車検証上の所有者をさします。以下同じです。）からすでに財産を分け与えられており、一般の被相続人死亡による下記自動車の相続については、関係する相続分がありませんので、その旨証明します。

## 記

自動車登録番号または車台番号 \_\_\_\_\_

被相続人 車検証上の住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

相続人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

[相続人が未成年の場合]

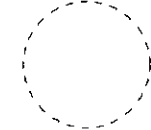
法定代理人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

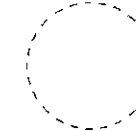
相続人の実印



相続人の捨印



法定代理人の実印



法定代理人の捨印



<参考> 車検証上の所有者が死亡した場合、相続人に移転登録をしなければならないこととなっています。その際には、通常次の書類の添付が必要となります。

- ① 戸籍謄本（亡くなられた方の、死亡の事実と相続人全員が確認できるものがが必要です。現在の戸籍謄本で確認できない部分があれば、改製前のものもあわせて必要となります。）
- ② 遺産分割協議書（すでに作成していれば、その写しを添付して、あわせて原本をお持ち下さい。）  
または  
相続分不存在証明書（遺産分割協議書を作成していない場合に、この用紙で作成して下さい。相続人1名につき1枚必要です。）
- ③ 印鑑証明書（相続人全員分が必要です。相続人が未成年の場合は法定代理人による証明となりますが、その場合法定代理人の印鑑証明も必要となります。）

詳しくは運輸支局登録担当にお尋ね下さい。